

改正 平成27年10月30日規則第69号 平成28年3月31日規則第26号
平成30年3月30日規則第32号

沖縄県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則をここに公布する。

沖縄県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、沖縄県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年沖縄県条例第81号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(記録の整備)

第3条 条例第10条第2項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 入所者に提供するサービスに関する計画
- (2) 提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 条例第18条第4項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (4) 条例第32条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (5) 条例第34条第2項に規定する事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録

(設備の基準)

第4条 条例第11条第2項の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当する木造かつ平屋建ての建物であることとする。

- (1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所への防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。
 - (2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制の整備により、円滑な消火活動が可能なものであること。
 - (3) 避難口の増設、搬送を容易に行うための幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であって、かつ、避難訓練の実施、配置人員の増員等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。
- 2 条例第11条第3項の規則で定める基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 居室

ア 一の居室の定員は、1人とする。ただし、入所者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。

イ 地階に設けてはならないこと。

ウ 一の居室の床面積は、21.6平方メートル（エの設備を除いた有効面積は14.85平方メートル）以上とすること。ただし、アただし書の場合においては、31.9平方メートル以上とする。

エ 洗面所、便所、収納設備及び簡易な調理設備を設けること。

オ 緊急の連絡のためのブザー又はこれに代わる設備を設けること。

(2) 浴室 老人が入浴するのに適したものとするほか、必要に応じて、介護を必要とする者が入浴できるようにするための設備を設けること。

(3) 調理室 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。

3 前項第1号の規定にかかわらず、10程度の数の居室及び当該居室に近接して設けられる共同生活室（当該居室の入所者が談話室、娯楽室又は集会室及び食堂として使用することが可能な部屋をいう。以下この項において同じ。）により構成される区画における設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 居室

ア 一の居室の定員は、1人とすること。ただし、入所者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。

イ 地階に設けてはならないこと。

ウ 一の居室の床面積は、15.63平方メートル（エの設備を除いた有効面積は13.2平方メートル）以上とすること。ただし、アただし書の場合においては、23.45平方メートル以上とする。

エ 洗面所、便所、収納設備及び簡易な調理設備を設けること。ただし、共同生活室ごとに便所及び調理設備を適当数設ける場合においては、居室ごとの便所及び簡易な調理設備を設けないことができる。

オ 緊急の連絡のためのブザー又はこれに代わる設備を設けること。

(2) 共同生活室

ア 同一区画内の入所者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。

イ 必要な設備及び備品を備えること。

4 前3項に規定するもののほか、軽費老人ホームの設備の基準は、次に定めるところによる。

(1) 施設内に一斉に放送できる設備を設置すること。

(2) 居室が2階以上の階にある場合にあつては、エレベーターを設けること。

(職員の配置の基準)

第5条 条例第12条第1項の規則で定める基準は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 施設長 1

(2) 生活相談員 入所者の数が120又はその端数を増すごとに1以上

(3) 介護職員

ア 一般入所者（入所者であつて、指定特定施設入居者生活介護（沖縄県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年沖縄県条例第23号）第217条第1項に規定する指定特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）、指定介護予防特定施設入居者生活介護（沖縄県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例

（平成25年沖縄県条例第24号）第203条第1項に規定する指定介護予防特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）又は指定地域密着型特定施設入居者生活介護（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）第109条第1項に規定する指定地域密着型特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）の提供を受けていない者をいう。以下同じ。）の数が30以下の軽費老人ホームにあつては、常勤換算方法で、1以上

イ 一般入所者の数が30を超えて80以下の軽費老人ホームにあつては、常勤換算方法で、2以上

ウ 一般入所者の数が80を超える軽費老人ホームにあつては、常勤換算方法で、2に実情に応じた適当数を加えて得た数

(4) 栄養士 1以上

(5) 事務員 1以上

(6) 調理員その他の職員 当該軽費老人ホームの実情に応じた適当数

2 前項の入所者及び一般入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規設置又は再開の場合は、推定数による。

3 第1項の常勤換算方法とは、当該職員のそれぞれの勤務延時間数の総数を当該軽費老人ホームにおいて常勤の職員が勤務する時間数で除することにより常勤の職員の員数に換算する方法をいう。

4 第1項第1号の施設長は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該軽費老人ホームの管理上支障がない場合には、同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

5 第1項第2号の生活相談員を置く場合においては、当該生活相談員のうち1人以上は、常勤の者でなければならない。

6 条例第12条第1項ただし書に規定する規則で定める軽費老人ホーム及び職員は、指定特定施設入居者生活介護、指定介護予防特定施設入居者生活介護又は指定地域密着型特定施設入居者生活介護

- を行う軽費老人ホーム（入居者に提供するサービスに支障がない場合に限る。）及び第1項第2号の生活相談員のうち1人とする。
- 7 第1項第3号の介護職員のうち1人以上は、常勤の者でなければならない。
 - 8 第1項第3号の介護職員は、入所者の身体機能の状況、併設する社会福祉施設等との連携、介護保険サービス等の活用その他の方法により当該軽費老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合において、入所者に提供するサービスに支障がないときは、あらかじめ入所者の全員の同意を得て、当該介護職員のうち1人を置かないことができる。
 - 9 第6項及び第8項の規定にかかわらず、生活相談員又は介護職員については、いずれか1人を置かなければならない。
 - 10 第1項第4号の栄養士及び同項第5号の事務員のそれぞれのうち1人は、常勤でなければならない。
 - 11 条例第12条第3項の規則で定める場合は、次に掲げる本体施設の区分に応じ、当該各号で定める職員より当該サテライト型軽費老人ホームの入所者に提供するサービスが適切に行われていると認められる場合とする。
 - (1) 介護老人保健施設又は介護医療院 調理員又はその他の従業者
 - (2) 診療所 その他の従業者
 - 12 夜間及び深夜の時間帯を通じて1以上の職員に宿直勤務又は夜間及び深夜の勤務（宿直勤務を除く。）を行わせなければならない。ただし、当該軽費老人ホームの敷地内に職員宿舎が整備されていること等により、職員が緊急時に迅速に対応できる体制が整備されている場合は、この限りでない。

一部改正〔平成30年規則32号〕

（入所申込者等に対する説明等）

- 第6条 軽費老人ホームは、入所申込者又はその家族からの申出があった場合には、条例第13条第1項の規定による文書の交付に代えて、第4項で定めるところにより、当該入所申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法で次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該軽費老人ホームは、当該文書を交付したものとみなす。
- (1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの
 - ア 軽費老人ホームの使用に係る電子計算機と入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
 - イ 軽費老人ホームの使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された条例第13条第1項の重要事項を電気通信回線を通じて入所申込者又はその家族の閲覧に供し、当該入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、軽費老人ホームの使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）
 - (2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに条例第13条第1項の重要事項を記録したものを交付する方法
- 2 前項に掲げる方法は、入所申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。
 - 3 第1項の電子情報処理組織とは、軽費老人ホームの使用に係る電子計算機と、入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。
 - 4 軽費老人ホームは、第1項の規定により条例第13条第1項の重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該入所申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。
 - (1) 第1項第1号及び第2号に規定する方法のうち軽費老人ホームが使用するもの
 - (2) ファイルへの記録の方式
 - 5 前項の規定による承諾を得た軽費老人ホームは、当該入所申込者又はその家族から文書又は電磁

的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該入所申込者又はその家族に対し、条例第13条第1項の重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該入所申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(身体的拘束等の適正化)

第7条 条例第18条第5項の規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

追加〔平成30年規則32号〕

(生活相談員の業務)

第8条 条例第24条第1項の規則で定める業務は、次に掲げる業務とする。

- (1) 入所者の居宅サービス等の利用に際し、居宅サービス計画又は介護予防サービス計画（介護保険法（平成9年法律第123号）第8条の2第16項に規定する介護予防サービス計画をいう。以下同じ。）の作成等に資するため、居宅介護支援事業（同法第8条第24項に規定する居宅介護支援事業をいう。以下同じ。）又は介護予防支援事業（同法第8条の2第16項に規定する介護予防支援事業をいう。）を行う者との密接な連携を図るほか、居宅サービス等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携を図ること。
- (2) 条例第32条第2項に規定する苦情の内容等の記録を行うこと。
- (3) 条例第34条第2項に規定する事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録を行うこと。

一部改正〔平成27年規則69号・28年26号・30年32号〕

(衛生管理等)

第9条 条例第27条第2項の規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。

- (1) 当該軽費老人ホームにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に対し、周知徹底を図ること。
- (2) 当該軽費老人ホームにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該軽費老人ホームにおいて、介護職員その他の職員に対し、感染症及び食中毒の予防並びにまん延の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順（平成18年厚生労働省告示第268号）に沿った対応を行うこと。

一部改正〔平成30年規則32号〕

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第10条 条例第34条第1項の規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号の報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
- (2) 事故が発生した場合又はその危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策について、職員に周知徹底する体制を整備すること。
- (3) 事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。

一部改正〔平成30年規則32号〕

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(軽費老人ホームA型の設備の基準)

2 条例附則第8項の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当する木造かつ平屋建ての建物であることとする。

- (1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃材料の使用、調理室等火災が発生す

るおそれがある箇所への防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

- (2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制の整備により、円滑な消火活動が可能なものであること。
- (3) 避難口の増設、搬送を容易に行うための幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であって、かつ、避難訓練の実施、配置人員の増員等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

3 条例附則第9項の規則で定める基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 居室

ア 一の居室の定員は、原則として1人とする事。

イ 地階に設けてはならない事。

ウ 入所者1人当たりの床面積は、6.6平方メートル（収納設備を除く。）以上とする事。

(2) 浴室 老人が入浴するのに適したものとすほか、必要に応じて、介護を必要とする者が入浴できるようにするための設備を設ける事。

(3) 医務室 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第2項に規定する診療所とする事。

(4) 調理室 火気を使用する部分は、不燃材料を用いる事。

（軽費老人ホームA型の職員の配置の基準）

4 条例附則第10項の規則で定める基準は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 施設長 1

(2) 生活相談員

ア 生活相談員の数は、次のとおりとする事。

（ア）入所者の数が170以下の軽費老人ホームA型にあつては、常勤換算方法で、1以上

（イ）入所者の数が170を超える軽費老人ホームA型にあつては、常勤換算方法で、2以上

イ 生活相談員のうち1人を主任生活相談員とする事。ただし、他の社会福祉施設等に併設されていない軽費老人ホームA型であつて入所者の数が50以下のものにあつては、この限りでない。

(3) 介護職員

ア 介護職員の数は、次のとおりとする事。

（ア）入所者の数が80以下の軽費老人ホームA型にあつては、常勤換算方法で、4以上

（イ）入所者の数が80を超えて200以下の軽費老人ホームA型にあつては、常勤換算方法で、4に入所者の数が80を超えて20又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

（ウ）入所者の数が200を超える軽費老人ホームA型にあつては、常勤換算方法で、10に実情に応じた適当数を加えて得た数

イ 介護職員のうち1人を主任介護職員とする事。

(4) 看護職員

ア 入所者の数が130以下の軽費老人ホームA型にあつては、常勤換算方法で、1以上

イ 入所者の数が130を超える軽費老人ホームA型にあつては、常勤換算方法で、2以上

(5) 栄養士 1以上

(6) 事務員 2以上

(7) 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数

(8) 調理員その他の職員 当該軽費老人ホームA型の実情に応じた適当数

5 前項第2号から第4号までの規定にかかわらず、指定特定施設入居者生活介護、指定介護予防特定施設入居者生活介護又は指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行う軽費老人ホームA型に置くべき生活相談員、介護職員及び看護職員は、次の各号に定める区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 生活相談員 入所者の数が170を超える軽費老人ホームA型にあつては、1以上

(2) 介護職員

ア 介護職員の数は、次のとおりとする事。

- (ア) 一般入所者の数が20以下の軽費老人ホームA型にあつては、常勤換算方法で、1以上
- (イ) 一般入所者の数が20を超えて30以下の軽費老人ホームA型にあつては、常勤換算方法で、2以上
- (ウ) 一般入所者の数が30を超えて40以下の軽費老人ホームA型にあつては、常勤換算方法で、3以上
- (エ) 一般入所者の数が40を超えて80以下の軽費老人ホームA型にあつては、常勤換算方法で、4以上
- (オ) 一般入所者の数が80を超えて200以下の軽費老人ホームA型にあつては、常勤換算方法で、4に一般入所者の数が80を超えて20又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上
- (カ) 一般入所者の数が200を超える軽費老人ホームA型にあつては、常勤換算方法で、10に実情に応じた適当数を加えて得た数

イ 一般入所者の数が40を超える軽費老人ホームA型にあつては、介護職員のうち1人を主任介護職員とすること。

(3) 看護職員

ア 一般入所者の数が130以下の軽費老人ホームA型にあつては、1以上

イ 一般入所者の数が130を超える軽費老人ホームA型にあつては、2以上

- 6 前2項の入所者及び一般入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、再開の場合は、推定数による。
- 7 附則第4項及び附則第5項の常勤換算方法とは、当該職員のそれぞれの勤務延時間数の総数を当該軽費老人ホームA型において常勤の職員が勤務する時間数で除することにより常勤の職員の員数に換算する方法をいう。
- 8 附則第4項第1号の施設長は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該軽費老人ホームA型の管理上支障がない場合には、同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。
- 9 附則第4項第2号及び附則第5項第1号の生活相談員（主任生活相談員が配置されているときは当該主任生活相談員）のうち1人以上は、常勤の者でなければならない。
- 10 附則第4項第3号イ及び附則第5項第2号イの主任介護職員は、常勤の者でなければならない。
- 11 附則第4項第4号及び附則第5項第3号イの看護職員のうち1人以上は、常勤の者でなければならない。
- 12 附則第4項第5号の栄養士は、常勤の者でなければならない。
- 13 附則第4項第6号の事務員のうち1人（入所定員が110人を超える軽費老人ホームA型にあつては、2人）は、常勤の者でなければならない。
- 14 夜間及び深夜の時間帯を通じて1以上の職員に宿直勤務又は夜間及び深夜の勤務（宿直勤務を除く。）を行わせなければならない。
（軽費老人ホームA型における生活相談員の責務）
- 15 条例附則第15項の規則で掲げる業務は、次に掲げる業務とする。
 - (1) 入所者の居宅サービス等の利用に際し、居宅サービス計画又は介護予防サービス計画の作成等に資するため、居宅介護支援事業又は介護予防支援事業を行う者との密接な連携を図るほか、居宅サービス等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携を図ること。
 - (2) 条例附則第18項において準用する条例第32条第2項に規定する苦情の内容等の記録を行うこと。
 - (3) 条例附則第18項において準用する条例第34条第2項に規定する事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録を行うこと。

附 則（平成27年10月30日規則第69号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年3月31日規則第26号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月30日規則第32号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。